

# E 学 校 教 育

## E - 1 教育施設

### E-1-1 公立小学校数 E-1-2 公立中学校数 E-1-3 幼稚園数（公立+私立）

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

資料元について

- 茨城の学校統計（学校基本調査）……毎年5月1日現在の次に掲げる全ての学校について実施される調査である。

学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条に規定する各種学校

### E-1-1 公立小学校数, E-1-2 公立中学校数, E-1-3 幼稚園数（公立+私立）

学校の本校のみならず、分校も1校として数えており、小学校と中学校が併設されている場合はそれぞれ1校として教えている。なお、公立学校（公立幼稚園）とは、都道府県、市町村又はこれらの一部事務組合が設置した小・中学校（幼稚園）であり、国立のものは含まれていない。

## E - 2 児童・生徒

### E-2-1 公立小学校児童数 E-2-2 公立中学校生徒数

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

E-2-1 公立小学校児童数, E-2-2 公立中学校生徒数

5月1日現在、それぞれの学校に在籍する児童・生徒の総数である。したがって、休学中の者、観護措置に付されている者、少年院又は児童自立支援施設以外の保護機関に送られている者及び特別支援学級の児童・生徒は含まれる。また、特別支援学級が当該学校の敷地内になく、病院や療養所などに設置されている場合でも、その児童・生徒は含まれている。

なお、少年院又は児童自立支援施設に収容されている者及び1年以上居所不明の者は在籍者には含まれていない。

## E - 3 教員

### E-3-1 公立小学校教員数（本務） E-3-2 公立中学校教員数（本務）

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

E-3-1 公立小学校教員数（本務）, E-3-2 公立中学校教員数（本務）

校長、副校長（平成20年以降）、教頭、主幹教諭（平成20年以降）、指導教諭（平成20年以降）、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭（平成16年以降）及び講師の合計である。

本務と兼務の区別は、原則として辞令面によっている。本務者には休職者、産休者、育児休業者、産休代替者及び育児休業代替者も含まれている。

## E - 4 公立学校学級数

### E-4-1 公立小学校学級数 E-4-2 公立中学校学級数

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

E-4-1 公立小学校学級数, E-4-2 公立中学校学級数

5月1日現在認可を受け、又は届出をしている等、正規の手続きを完了している学校の学級数である。同学年の児童生徒で編制される「単式学級」、2以上の学年の児童生徒で編制される「複式学級」に、「特別支援学級」を加えた数値である。

## E - 5 公立学校長期欠席児童・生徒

### E-5-1 公立小学校長期欠席児童数（#病気による欠席者, #不登校による欠席者）

### E-5-2 公立中学校長期欠席生徒数（#病気による欠席者, #不登校による欠席者）

資料元 茨城県教育庁義務教育課資料

E-5-1 公立小学校欠席児童数, E-5-2 公立中学校欠席生徒数

当該年度間に連續又は断続して30日以上欠席した児童・生徒数である。

ただし、調査期の当該年4月1日現在で15歳以上の者のうち、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除かれている。

「病気による長期欠席児童・生徒」及び「不登校による長期欠席児童・生徒」とは、以下の者のことをいう。

・**病気による長期欠席児童・生徒**

長期欠席児童・生徒のうち、本人の心身の故障等（「けが」を含む。）のため長期欠席した者をいう。

・**不登校による長期欠席児童・生徒**

何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因・背景により登校しない又はしたくともできない状況にある者をいう。ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。

## E – 6 上級学校進学者

### E-6-1中学校卒業者数（公立+私立）（#高等学校進学者数）

資料元 茨城県統計課「茨城の学校統計」（学校基本調査）

#### E – 6 – 1 中学校卒業者数、高等学校進学者数

中学校の卒業者とは、調査年の3月に公立及び私立の中学校を卒業した者をいい、高等学校進学者とは、中学校卒業者のうち、次に掲げる学校に進学した者をいう。なお、専修学校、各種学校、高等学校の通信制課程などへの進学者は含まれていない。

- ①高等学校本科（全日制、定時制）又は別科（全日制、定時制）
- ②中等教育学校後期課程本科（全日制、定時制）又は別科
- ③高等専門学校

- ④特別支援学校高等部の本科又は別科

また、進学者数には、①から④のほかに、「就職進学者」も含まれている。

就職進学者とは、中学校卒業者が就職して高等学校（定時制のみ）へ進学した者をいう。就職者とは、給料、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者をいう。自家自営業に就いた者は含めているが、家事の手伝いや、臨時的な仕事に就いた者は含まれていない。

なお、進学した者で5月1日までに退学した場合は進学者とはされない。